

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年10月23日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年10月3日農林水産省告示第1049号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
鷺坂延義	周智郡森町三倉字瀬戸山5111の5	森町役場
鷺坂源一郎	周智郡森町三倉字天幡塚5095の7	森町役場
山下竹子	周智郡森町三倉字田原5184、字瀬戸山5188の4、5188の6、5188の7	森町役場
池谷治郎	周智郡森町三倉字風久保5290の1	森町役場
藤田佳久	周智郡森町三倉字東山5320	森町役場
服部操	周智郡森町三倉字沖4886の1、4886の2、4886の3	森町役場
濱井勤	周智郡森町三倉字沖4894の1、4894の2、4896、4898、4899の1	森町役場